

郵便事業株式会社の業務に関する制度上の枠組み

1 郵便事業株式会社の業務

(1) 目的内業務（郵便事業株式会社法第3条第1項及び第2項）

（必須業務）

- ① 郵便の業務
- ② 印紙の売りさばき
- ③ ①及び②に附帯する業務

（任意業務）

- ④ お年玉付郵便葉書及び郵便切手、寄附金付郵便葉書及び郵便切手の発行
- ⑤ ④に附帯する業務

(2) 目的外業務（郵便事業株式会社法第3条第3項）

①から⑤以外の業務（総務大臣の認可が必要）

2 目的外業務に関連する法令の条文

○郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）（抄）

（業務の範囲）

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 ～ 三 （略）

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

一・二 （略）

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（同種の業務を営む事業者への配慮）

第七十七条 郵便事業株式会社は、郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務を営むに当たっては、郵便事業株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

○ 郵便事業株式会社法施行規則（平成１９年総務省令第３６号）（抄）

（業務の認可の申請）

第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号。以下「法」という。）第三条第三項の規定により同条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 業務の内容

二 業務の開始の時期

三 業務の収支の見込み

四 業務を営む理由

附 則

（法第三条第三項の業務の認可の申請の特例）

第二条 会社は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十七条の規定の適用がある場合には、第一条の申請書には、同条各号に掲げる事項のほか、その業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項を記載しなければならない。